

税制全体のグリーン化推進検討会について

1. 検討会の趣旨

低炭素社会をはじめとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要があるとあり、税制はその有効な政策ツールである。

現行の我が国税制をみると、本年 10 月から施行する地球温暖化対策のための税をはじめ、車体課税のグリーン化、再生可能エネルギーや省エネ住宅、公害・廃棄物対策に係る租税特別措置など環境の視点を組み込んだ各種税制措置が講じられているところである。

一方で、第 4 次環境基本計画（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）においては「税制については、諸外国の状況も含め、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等を総合的・体系的に調査・分析することにより、税制全体のグリーン化を推進する」とこととされており、持続可能な社会の構築に向け税制面からの一層の検討が求められている。

このため、今般、持続可能な社会の構築を推進する観点から、環境面から望ましい税制のあり方等について総合的・体系的な検討を行うことを目的とする。

2. 本検討会の検討事項

- ① 税制全体のグリーン化の意義
- ② 中長期的に実現すべき環境面からのあるべき税制の姿
- ③ 我が国の現行税制の環境面からの評価
- ④ 今後の税制全体のグリーン化の推進方策
- ⑤ 税制全体のグリーン化を推進する上での留意事項

3. 検討会の運営

(1) 検討会の運営については、次のとおりとする。

- ① 会議は、原則公開にて行う。
- ② 会議の資料は、会議終了後環境省ホームページ等により公開する。
- ③ 会議の議事録については、会議終了後、委員の了解を得た上で環境省ホームページ等により公開する。

(2) 座長は、上記により難しい場合が生じた時には、検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。